

(提言)「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」

## 1 問題の所在

男女共同参画基本法が公布・施行された 1999 年以来、我が国では女性研究者に対する積極的な支援策が試みられてきた。それでもなお、高等教育への女性の進学は 105 位 (142 カ国中) と国際的に低く、研究者に占める女性割合も OECD 加盟国で最低レベルにある。高等教育及び学術研究における男女共同参画の推進が焦眉の課題であることは明らかである。

問題は、各々の取組み自体にではなく、取組みの多くが各組織・機関で個別に実行され、相互の情報交換・共有が十分になされず、実施機関を跨いだ男女共同参画に関する基本的なデータの収集や検証が不十分なことが大きい。よって、達成すべき指標等も共有されず、組織や分野を超えた連携も、それを通じて目指すべき共通理念もその評価基準も、現在の我が国には欠けたままである。

## 2 提言取りまとめの基本的な考え方

「指導的地位に占める女性の割合を増やす」という政策は、何よりも我が国の未来に対する危機感から発している。高等教育における女子学生の増加、女性研究者のキャリア確保は、次代を担う若手育成全体を質的に転換するための「大前提」である。

日本学術会議は、これまでも男女共同参画推進に関する提言等を公表してきたが、このたび、「第 4 次男女共同参画基本計画」(2015 年 12 月策定予定) への反映を念頭に置いて集中審議を行い、以下 5 点の提言に取りまとめた。

## 3 提言の内容

- (1) ポジティブ・アクションを拡充し、その実施状況、機能実態を調査・評価・公表・是正勧告する権限を有する専門機関を設置する。
- (2) ジェンダー・センシティブにデータを収集・整理し、それに基づきジェンダー平等を目指す取組みのガイドラインを作成し、大学・研究機関等の評価に加える。
- (3) 科学者コミュニティ全体として、女性の参画拡大を推進する。そのために、大学や研究機関に加えて、学協会等の学術団体も推進対象機関に含める。
- (4) 研究者のワーク・ライフ・バランス向上のため、多様なライフスタイルに配慮した「選択肢のある仕組み」を構築する。
- (5) 多様な家族のあり方にも対応しうる取組みの制度化を含め、科学者コミュニティにおける多様性 (ダイバーシティ) を多面的に推進する。